

【茨木市 報道提供資料】

令和3年7月19日発表

職員の処分について

- 1 処分日 令和3年7月19日
- 2 被処分者 消防署 消防副士長 男性（28歳）
- 3 処分内容 停職（3か月）
- 4 処分理由 令和3年2月8日（月）午後3時ごろ、SNSで知り合った少女が、18歳未満である可能性があることを認識した上で、現金を渡し、自家用車内で性交類似行為を行ったものです。  
[法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止に違反]
- 5 その他 管理監督者3人（消防署長、分署長、係長）を厳重注意

問合せ先： 茨木市消防本部総務課

課長 上辻隆明

課長代理 古川晃司

（電話 072-622-6956）